

桜つづみモデル事業とは

■桜つづみモデル事業

「桜づつみモデル事業」は、河川とその周辺の自然的・社会的・歴史的環境などとの関連から、河川の緑化を推進する必要のある区間について、堤防の強化を図るとともに桜などを植樹して積極的に良好な水辺空間の形成を図ることを目的としています。

このモデル事業は昭和63年に始まり、これまでに認定を受けた全国の河川では、花と緑あふれる川づくりが行われ、地域の人々にもたいへん親しまれています。

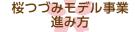
■桜づつみモデル事業の概要

「桜づつみモデル事業」に認定されたあと、速やかに、河川管理者は堤防側帯の整備を、市町村長は植樹や地域住民が水辺に親しむための施設の整備を行い、良好な水辺空間の形成に努めます。

- ■「桜づつみモデル事業」の対象河川
- ・河川及びその周辺の自然的・社会的・歴史的環境との関連から、良好な水辺空間の形成が求められている河川
- ・市町村及び地域住民の良好な水辺空間の整備及び保全についての熱意が高い河川
- ・桜づつみに必要な用地が既に確保されているか、市町村等より確保されることが確実な河川
- ・事業実施予定区域が、河川改修事業等の区間に含まれていること (一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の場合)



▲桜つづみモデル事業位置図



モデル事業の申請 (河川管理者及び市町村長)

モデル事業の認定 (建設省河川局長)

モデル事業の実施(河川管理者及び市町村長)

水辺空間の保全・活用



▲桜つづみモデル事業イメージ断面図





